

令和7年3月

お客様各位

東京都信用農業協同組合連合会

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より当会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであり、これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、当会におきまして、下記のとおり対応することといたしました。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申しあげますとともに、この機会にインターネットバンキングを含む電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申しあげます。

記

1 対応開始日 令和7年4月1日（火）

2 対応内容

(1) 手形・小切手の取立の受付停止

令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手について、取立の受付を停止します。

(2) 当座貯金口座の口座開設の受付停止

現在、当座貯金口座を開設済のお客様は、引き続きご利用可能です。

なお、開始日以降、当座貯金の代わりに決済用普通貯金等をご利用ください。

(3) 開設済の当座貯金口座からの出金方法の拡充

開始日以降、開設済の当座貯金口座における払戻請求書および通帳による出金を可能といたしますので、通帳発行をご希望されるお客様は、窓口へお申し付けください。

また、小切手での出金も引き続き可能ですが、電子的決済手段の活用もご検討ください。

以上

(政府の方針内容)

2021年6月の政府の「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組推進」および「小切手の全面的な電子化を図る」が示され、全国銀行協会では「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定し、各金融機関にて、「2027年4月1日以降が期日の手形・小切手の取立受付停止」「新規当座預金口座開設停止」等が進められております。